# Ａ０対応デジタル複写機賃貸借及び複写サービス契約書（案）

新潟県（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）とは、次の条項により新潟県土木部が指定する所属におけるＡ０対応デジタル複写機（以下「複写機」という。）の賃貸借及び複写サービスに関する契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　この契約は、乙が甲に賃貸借及び複写サービスを円滑に提供することを目的とする。

（契約期間）

第２条　契約期間は、令和９年２月１日から令和 14 年１月 31 日までとする。

（契約保証金）

第３条　契約金額を契約月数で除して得た金額に 12 を乗じて得た金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和 57 年新潟県規則第 10 号）第 44 条第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

（複写機の設置及び複写サービス提供場所）

第４条　乙が複写機を設置し、複写サービスを提供する場所は、別表１　提供場所の執務室等中、甲の指示する場所とする。

（賃貸借及び複写サービスに使用する複写機）

第５条　賃貸借し、複写サービスに使用する複写機は、次のとおりとする。

Ａ０対応デジタル複写機　３台

・機種名及び形式　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（賃貸借料金及び複写サービス料金）

第６条　賃貸借及び複写サービス料金とは、使用賃借料相当の金額（以下、「基本料金」という。）と１枚当たり単価に使用見込数を乗じて得た金額（以下、「複写料金」という。）の総額をいう。

（１）基本料金＿＿＿＿＿円（ほか消費税額及び地方消費税額＿＿＿＿円）

（２）複写料金（１カウント当たり）

別表２のとおりとし、カウントについては用紙サイズ毎にＡ０判＝５カウント、Ａ１判＝３カウント、Ａ２判＝２カウント、Ａ３判及びＡ４判＝１カウントとする。

２　複写サービスに要する経費のうち、用紙代及び電気代は甲の負担とし、その他の経費は乙の負担とする。

３　複写サービス料金の計算期間は、月の初日から末日までの１か月とする。

４　テストコピー（乙の社員が複写機の保守に当たって、複写機の点検と調整のために使

用したコピーをいう。)及び不良コピーは、前項の複写サービスカウントから１％控除するものとする。

（複写機の設置期限等）

第７条　乙は、令和９年１月 31 日までに、複写機が正常に動作することについての甲の確認を受け、第４条に定める提供場所に複写機を設置しなければならない。ただし、甲乙協議のうえ、別に設置場所を定めたときはこの限りでない。

２　複写機の導入に要する設置費用、荷造及び運送に要する費用は、乙が負担するものとする。

（賃貸借及び複写サービス料金の請求）

第８条　乙は、毎月末日に甲の係員の確認を受けてカウント数を算出したうえで、月額基本料金と複写料金を合算して得た金額に、当該金額の消費税及び地方消費税を加算して得た賃貸借及び複写サービス料金（１円未満切捨て）を甲に請求する。

（賃貸借及び複写サービス料金の支払）

第９条　甲は、乙から前条の規定による請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に賃貸借及び複写サービス料金を支払わなければならない。

２　甲は、自己の責めに帰すべき事由により賃貸借及び複写サービス料金の支払を遅延した場合は、乙に対し前項の期間満了の日の翌日から支払の日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第８条の規定により指定された率による遅延利息を加算して支払う。

（債権債務の譲渡等）

第 10 条　乙は、この契約によって生ずる債権債務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は債権の行使若しくは債務の履行を第三者に委任してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会若しくは中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が新潟県財務規則（昭和 57 年新潟県規則第 10 号）第 121 条に基づき会計管理者に対し、支出命令を発した時点で生ずるものとする。

（複写機の保守等）

第 11 条　乙は、甲に複写機の適切な操作方法を指導するとともに、甲が常時良好な状態で複写サービスを受けられるように複写機の保守管理に精通した人員による定期的な保守点検等を行わなければならない。

２　前項に掲げる保守点検管理は、新潟県の休日を定める条例第１条第１項各号に規定する日以外の日の午前８時 30 分から午後５時 15 分までの間を対象とする。

３　複写機に障害等が発生し当該所属から連絡を受けた場合には、速やかに使用可能な状態に修復すること。

４　点検・修理等が速やかに完了しないと見込まれる場合には、当該所属と協議の上、代替物の提供等により、速やかに甲が複写サービスを利用可能な状態を確保すること。

（複写機の取扱い等）

第 12 条　甲は、複写機の取替え、改造、追加、返却及び第４条に定める履行場所からの移転（以下、「取替等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ乙に通知し、乙の承認を得るものとする。

２　前項の複写機の取替等に要する費用は、甲の負担とする。

３　第１項の規定によって、契約の内容を変更する必要が生じたときは、契約の変更を行うものとする。

（保険）

第 13 条　乙は、複写機について、乙の費用で動産総合保険契約を付加する。

（一般的損害等）

第 14 条　乙は、甲が、故意又は重過失によって複写機に損害を与えた場合は、その損害を甲に対して請求することができる。

２　前項の場合において、動産総合保険でてん補された損害に対しては、同項の規定にかかわらず、乙は、甲に請求しないものとする。

（天災その他の不可抗力による損害）

第 15 条　天災その他不可抗力により複写機に損害を生じたときは、乙は、速やかにその回復措置を講じなければならない。この場合においては、これらの復旧に要する費用は、　乙の負担とする。ただし、動産総合保険でてん補されない天災等により複写機に損害を生じた場合は甲乙別途協議の上、決定するものとする。

（契約の解除）

第 16 条　契約期間中に甲の予算の減額又は削除があった場合、もしくはその他甲又は乙にやむを得ない事情があった場合は、本契約を解除するものとする。

２　甲又は乙は、前項の規定により契約を解除する場合においては、原則として１か月前までに文書によって相手方に通知するものとする。

３　甲又は乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書によって相手方に通告し、この契約を解除することができる。

４　第１項に基づき、契約期間中途で契約を解除する際に乙から申し出があった場合は、甲は、別表３に定める算式で算出される額を上限として、個別に甲乙協議の上算定する違約金、解約金を支払うものとする。

（解除権等）

第 17 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し、又は打ち切る（一部履行済部分がある場合に当該部分を除いて解消することをいう。以下同じ。）ことができる。

（１）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第１項の規定による排除措置命令を行った場合において、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 14 条第１項及び第２項に規定する出訴期間を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

（２）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第１項の規定による課徴金の納付を命じた場合において、行政事件訴訟法第 14 条第１項及び第２項に規定する出訴期間を経過したとき（出訴期間内に当該課徴 金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

（３）乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

（４）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６の規定による刑が確定したとき。

（５）乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

２　甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

（１）その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（２）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

（４）その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（５）その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

（６）下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（７）乙が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

３　乙は、前２項の定めにより契約が解除され、損害を受けた場合において、甲に対してその補償を請求することはできないものとする

（損害賠償）
第 18 条　甲又は乙は、この契約の履行に伴い故意又は過失によって、甲、乙又は第三者に損害を与えた場合は、それぞれの賠償の責めを負うものとする。
２　前項の規定による賠償のうち、甲乙間に係るものの賠償額は、甲乙協議の上、決定する。

（契約保証金の返還等）
第 19 条　乙は、契約保証金を納付した場合であって、第２条の規定により契約が終了したとき、第 16 条第１項の規定により契約が解除されたときは、甲に対し請求書により、その還付を請求するものとする。
２　甲は、乙から適正な請求書を受理したときは、速やかに契約保証金を還付しなければならない。
３　第 17 条の規定により契約が解除されたとき、又は乙が契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。

（複写機の撤去）
第 20 条　乙は、第２条の規定により契約が終了したとき、第 16 条の規定によりこの契約が解除されたとき、又は第 17 条の規定によりこの契約が解除されたとき若しくは打ち切られたときは、複写機を速やかに撤去しなければならない。
２　複写機の撤去に要する費用、荷造及び運送に要する費用は、乙が負担するものとする。
３　複写機撤去後における設置場所の復旧については、甲の負担により行うものとする。

（機密の保持）
第 21 条　乙は、賃貸借及び複写サービスを提供することにより知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約期間満了後も同様とする。
２　乙は、保守点検において記憶装置を交換する際や契約終了後の機器撤去の際には、自らの費用負担において、県の使用により記憶されたすべてのデータを記憶装置から完全に消去し、当該データが復元不能になった旨を書面により設置所属に報告しなければならない。
３　乙は、前項の作業が困難な場合、自らの費用負担において記憶装置を物理的に破壊し、当該装置が再利用不能になった旨を書面により設置所属に報告しなければならない。
４　前２項によりデータの消去又は記憶装置の破壊を行った旨を書面により設置所属に報告する場合は、当該機器に係るデータの消去又は破壊を行ったことが分かる写真を添付した証明書も提出すること。

（疑義等の決定）
第 22 条　この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。（本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）

令和　年　月　日

新潟県新潟市中央区新光町４番地１
甲　新　潟　県
代表者　新潟県知事　花　角　英　世　　印

乙

**別 表 1** （第４条関連：提供場所）

・新潟地域振興局新津地域整備部
（新潟市秋葉区新津 4524-1）（TEL 0250-24-9659）１台
・柏崎地域振興局地域整備部
（柏崎市三和町 5-55）（TEL 0257-21-6305）１台
・上越地域振興局地域整備部
（上越市本城町 5-6）（TEL 025-526-9503）１台

**別 表 2** （第６条第１項関連：複写料金単価）

| コピーボリューム（カウント） | １カウントあたりの複写料金 | |
|---|---|---|
| | 単　価 | （ほか消費税額及び地方消費税額） |
| 1～1,000 | @　＿＿＿円 | ＿＿＿円 |
| 1,001～3,000 | @　＿＿＿円 | ＿＿＿円 |
| 3,001～5,000 | @　＿＿＿円 | ＿＿＿円 |
| 5,001～10,000 | @　＿＿＿円 | ＿＿＿円 |
| 10,001～ | @　＿＿＿円 | ＿＿＿円 |

**別 表 3** （第 16 条第４項関連：違約金、解約金の算出算式）

違約金、解約金　＝　（契約月数－経過月数）
×賃貸借料金 ＿＿＿＿円（ほか消費税額及び地方消費税額＿＿＿円）

以上